

閣 郵 委 第 4 号  
平成20年1月23日

総務大臣  
増田 寛也 殿

郵政民営化委員会  
委員長 田中 直毅

郵便事業株式会社法第3条第3項の規定に基づく業務の認可に係る  
郵政民営化法第76条の規定に基づく郵政民営化委員会の意見の提出  
について

平成19年11月13日付け総郵第128号をもって意見を求められた事  
案について、審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

# 郵便事業株式会社の新規業務（広告業務及びこれに附帯する業務）に関する郵政民営化委員会の意見

## 1 基本的な考え方

郵便事業株式会社が経営の自由度を活かして新たな事業分野へ進出し、事業多角化を通じた収益増強を図っていくことは、郵政民営化の趣旨に合致すると認められる。

また、郵便事業株式会社が新たな商品やサービスを開拓することは、他企業にとっても自社のビジネス拡大へ繋がる可能性があるなど、利用者からの期待も大きいものと思われる。

以上の認識の下、郵政民営化委員会（以下「当委員会」という。）は、郵政民営化法の枠組みの下で郵便事業株式会社が積極的に新規業務へ進出することを期待する。

## 2 申請に係る業務の認可に関する考え方

### (1) 業務認可の要件

総務大臣は、今回の申請に係る業務の認可について、以下の点を確認しつつ行う必要がある。

#### ① 目的内業務の遂行に支障がないこと

郵便事業株式会社に対する利用者の信頼が損なわれ目的内業務である郵便の業務等の遂行に支障が生じることのないよう、郵便事業株式会社が個人情報保護法の遵守を始めとする個人情報保護に関するコンプライアンス態勢を整備すること。

また、不招請勧誘に対する消費者意識の高まりに適切に対応するとともに、広告内容や広告主の選定が適切なものとなるよう、郵便事業株式会社が業務執行体制を整備すること。

#### ② 同種の業務を営む事業者の利益を不当に害さないこと

申請書の「同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮する事項」にある記載事項を、郵便事業株式会社が着実に履行すること。

### (2) 業務を実施する場合の留意事項

今回の申請に係る業務を他企業との共同出資による子会社を通じて行う場合、自社が保有する技術や知識を活用し利用者の望む商品やサービスを提供すべく、郵便事業株式会社は、主体性を発揮して業務を実施するよう留意する必要がある。

### (3) フォローアップ

総務大臣は、認可後も、今回の申請に係る業務が適切に遂行されていることを継続的に確認するとともに、その結果について、当委員会に対し必要に応じ報告されたい。